

輸入食品相談Q&A

(第5版)



輸入相談時によくある質問をQ&A形式でまとめました。厚生労働省ホームページに掲載されている情報は、該当するページにリンクしています。付属書の「厚生労働省ホームページ掲載情報の確認方法」とともに、食品等の輸入前調査の参考にご利用ください。

2019年10月

神戸検疫所食品監視課 輸入相談指導室

目 次

	ページ
Q1 輸入相談業務について	
1-1 輸入相談の方法を知りたい	1
1-2 相談の予約方法を知りたい	1
1-3 事前に準備する相談資料を教えてください。	2
1-4 相談には商品サンプルが必要ですか。	2
1-5 加工食品の原材料が確認できる資料とは、どのようなものが必要ですか。	3
1-6 加工食品の製造工程が確認できる資料とは、どのようなものが必要ですか。	3
1-7 組み合わせ器具の展開図と部品リストとはどのようなものが必要ですか	3
Q2輸入者責務等について	
2-1 輸入者責務について知りたい	3
2-2 輸入者の記録の作成及び保存について知りたい	4
Q3事前調査等について	
3-1 輸入前の調査事項を知りたい	5
3-2 日本で使用できる食品添加物を調べたい	5
3-3 食品添加物の使用基準について調べたい	6
3-4 農薬、動物用医薬品、飼料添加物の残留基準を調べたい	6
3-5 食品の製造加工基準、成分規格、保存基準を調べたい	6
3-6 食品への放射線照射について知りたい	7
3-7 食品添加物の規格基準について調べたい	8
3-8 器具、容器包装の規格基準について調べたい	8
3-9 指定おもちゃの規格基準について調べたい	8
Q4輸入手続きについて	
4-1 食品衛生法に基づく届出について知りたい	8
4-2 食品等輸入届出書の様式を入手したい	9
4-3 食品等輸入届出書の記入方法を知りたい	9
4-4 検疫所に届出を提出する方法を知りたい	9
4-5 輸入届出手続きの代行業者(通関業者)を紹介して欲しい	9
4-6 電子的に食品等輸入届出書を提出する方法を知りたい	10
4-7 貨物が到着前に届出したい	10
4-8 届出手続等を簡素化する制度を知りたい	10
4-9 営業用に使用しない場合の手続きを知りたい	11
Q5検査制度について	
5-1 輸入時の検査制度について知りたい	11
5-2 登録検査機関を紹介してほしい	12
5-3 命令検査、自主検査の費用、検査日数を知りたい	12
5-4 外国公的検査機関について知りたい	12
5-5 サンプルで自主検査をする方法を知りたい	13
5-6 同一食品等の継続的輸入について知りたい	13

Q6食品衛生法違反事例について	
6-1 輸入相談での食品衛生法違反事例を知りたい	14
6-2 違反食品等を輸入しないためにはどうすればいいですか	14
6-3 届出した食品等が食品衛生法違反となった場合の対応を知りたい	14
Q7その他	
7-1 食薬区分の確認先を知りたい	15
7-2 輸入食品に関係する他法令について知りたい	15
7-3 食品表示の相談先を知りたい	15
7-4 食品等の輸出について相談したい	15
＜別添資料＞	
1. 食品等輸入届出書(標準様式)	16
2. 「様式」の記載方法について	18
3. 食品等輸入届出書(共通様式)	25
4. 入出力装置設置・廃止届出書	27
5. 衛生管理説明書様式	28
6. 計画輸入制度	29
7. 品目登録制度	39
8. 確認願様式	43
9. サンプル検査実施方法	44
10. 添加物の使用に係る説明書	45
11. 関係機関リスト	46

＜付属書＞

厚生労働省ホームページ掲載情報の確認方法

検疫所イメージキャラクター
クアラン



Q1 輸入相談業務について

Q1-1 輸入相談室の利用方法を知りたい

A:輸入食品相談指導室では、食品等の輸入者や関係事業者の自主的な衛生管理の推進を図るため輸入前相談を実施しています。

食品等の輸入手続き、検査命令や検査強化品目等の輸入時の検査体制、日本の食品添加物や残留農薬等の食品衛生法の規制等について相談を希望される方は、お気軽にご利用下さい。

相談日 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

相談時間 9:00～17:15 (12:00～13:00を除く)

相談方法 原則として、面談方式で実施します。

過去に食品等の輸入実績がある輸入者で、検査項目の助言等簡易な相談内容であれば、FAX等による相談も実施します。

相談費用 無 料

Q1-2 相談の予約方法を知りたい

A:相談は予約制ですので、事前に電話で予約をし来所ください。

電話番号 078-672-9655 FAX番号 078-672-9662



神戸検疫所食品監視課
輸入食品相談指導室
〒652-0866
神戸市兵庫区遠矢浜町1-1

地下鉄 和田岬駅下車
J R 徒歩15分

駐車場 有

Q1-3 事前に準備する相談資料を教えてください

A:輸入予定の商品ごとに、次の内容が確認できる資料をご用意ください。

資料は、英語の場合はそのまま提出していただいてもかまいませんが、英語以外の言語の場合や、提出される資料が多い場合は、日本語訳を提出してください。

未加工食品	①輸出者(英名)、所在地 ②包装者(英名)、所在地
加工食品	①製造者(英名)、所在地 ②製造所(英名)、所在地 ③原材料(食品添加物を含む場合は、物質名、使用量) ④製造加工方法 ⑤容器包装の材質 ⑥保管方法 ⑦用途
食品添加物	①製造者(英名)、所在地 ②製造所(英名)、所在地 ③物質名 ④添加物製剤の場合は、成分 ⑤使用目的 ⑥容器包装の材質 ⑦保管方法
器具 容器包装	①製造者(英名)、所在地 ②製造所(英名)、所在地 ③食品又は添加物が触れる部分の材質 (組み合わせ器具の場合は、展開図、部品リスト)
指定おもちゃ	①製造者(英名)、所在地 ②製造所(英名)、所在地 ③材質 ④可塑化された材質の有無 ⑤可塑化された材質の場合は可塑剤の物質名 ⑥塗膜の材質 ⑦使用・販売方法(遊び方、対象年齢、販売先等)

* 輸入者名(相談者が輸入者でない場合に限る)、自主検査予定項目、輸入予定港、輸入時期についても確認しますので、事前に確認をお願いします。

Q1-4 相談には商品サンプルが必要ですか

A:相談時に商品サンプルの提出は、必須ではありませんが、お手元に商品サンプル、カタログ、

写真があれば相談書類とともに提出してください。商品サンプルは、相談終了後お返しします。

Q1-5 加工食品の原材料が確認できる資料とは、どのようなものが必要ですか

A:製造者が作成した原材料表(ingredient list)を入手してください。

エネルギー量、タンパク質、脂質等の栄養成分表の提出は必要ありません。

製造者より資料を入手できていない場合は、輸入者が事前の調査結果を整理した書類を作成し、提出してください。

使用基準がある食品添加物が使用されている場合は、物質名、使用目的、使用量が記載されているか確認してください。

Q1-6 加工食品の製造工程が確認できる資料とは、どのようなものが必要ですか

A:製造者が作成した製造工程表を入手してください。

食品によっては個別に、製造、加工基準が規定されているものがありますので、殺菌方法等詳細な製造工程表の入手が必要になります。製造者より資料を入手できていない場合は、輸入者が事前の調査結果を整理した書類を作成し、提出してください。(Q3-5参照)

Q1-7 組み合わせ器具の展開図と部品リストとはどのようなものが必要ですか

A:組み合わせ器具とは、食品製造用機械や浄水器、ウォーターサーバー等様々な材質の部品を組み合わせ製造された器具をいいます。

展開図とは、部品が製品のどの部分に組み込まれているかを示した図です。部品リストは、組み込まれる部品がどのような材質からできているのかを整理したリストです。

製造者から展開図と部品リストを入手することにより、自主検査が必要な部品を特定できます。

部品がガラス、陶磁器、ホーロー、合成樹脂、ゴムの場合は、部品リストに材質に加えて色を記載したものを入手してください。製造者より資料を入手できていない場合は、輸入者が事前の調査結果を整理した書類を作成し、提出してください。

Q2輸入者責務等について

Q2-1 輸入者責務について知りたい

A:安全な食品の供給を実現するためには、食品の生産から販売に至るまでの各段階において食品の供給に携わるものが、自ら自覚と責任感をもって、安全な食品を供給するよう努めることが重要です。[食品安全基本法第8条](#)第1項において、輸入者を含む食品等事業者の責務として、自ら食品の安全性の確保について一義的責任を有していることを認識し、食品の安全性を確保するために必要な措置を講じることとされ、また、[食品衛生法第3条](#)第1項において、自らの責任において輸入食品等の安全性を確保するため、必要な知識及び技術の取得、原材料の安全性の確保、自主検査の実施等について努めなければならないとされています。

Q2-2 輸入者の記録の作成及び保存について知りたい

A:食品衛生法第3条第2項に基づき、輸入者は、輸入食品等の流通状況についての確認が常時行えるように、食品等に関する輸入や販売状況の記録等の適正な作成、保存に努め、食品衛生法違反が発見された場合は、関係する検疫所又は都道府県等に当該情報を速やかに提供できるようにしてください。

記録の作成及び保管については、[「食品衛生法第1条の3第2項食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針\(平成15年8月29日付け食安発第0829001号\)」](#)を参考にしてください。

※ 平成15年法律第55号による食品衛生法の改正で、“第1条の3”から“第3条”へ条番号が変更されています。

○輸入者が行う記録事項

輸入時の記録	○可能な限り記録の作成保存に努めるべき事項 食品等の品名 製造又は加工者の名称及び所在地 製品又は加工品のロットが確認可能な情報 輸入届出年月日 輸入年月日 輸入届出番号 製品又は加工品についての製造方法 製品の原材料(添加物を含む。)の品名 輸入時の検品を実施した場合の当該記録(外観、表示、温度等) 法第11条の規格基準への適合に係る検査を実施した場合の当該記録 輸入量
	△記録の作成保存が期待される事項 内容量 生産者の名称及び所在地 保管業者名
販売時の記録	○可能な限り記録の作成保存に努めるべき事項 食品等の品名 食品等の出荷又は販売先の名称及び所在地 製品又は加工品のロットが確認可能な情報 出荷又は販売年月日 出荷量又は販売量(出荷先又は販売先毎、1日又は1回毎)
	△記録の作成保存が期待される事項 内容量 出荷又は販売時の検品を実施した場合の当該記録(外観、表示、温度等) 出荷又は販売に係る保管及び運搬業者名

注1:中小企業(資本・出資額1億円以下又は従業員100人以下)は、全てを「記録の作成保存が期待される事項」とする。

注2:器具及び容器包装については、その性格上、食中毒の危害要因としての影響は食品等

に比べて相対的に小さいと考えられることから、全てを「記録の作成・保存が期待される事項」とする。

○記録書類

記録事項の確認が可能な書類(電磁的記録によるものを含む。)があれば良く、専用の帳簿を作成する必要はありません。

(書類例)

仕入又は販売台帳、注文書、契約書、送り状、領収書、食品等輸入届出書控等、他の目的の為に作成する仕入・出荷・販売の記録に係る書類等

○記録保存期間

取り扱う食品等の流通実態(消費期限又は賞味期限)に応じて、合理的な期間を設定してください。参考保存期間は、販売後1年～3年です。

Q3事前調査等について

Q3-1 輸入前の調査事項を知りたい

A:輸入する食品等が、食品添加物、残留農薬、動物用医薬品、成分規格、製造加工基準など食品衛生法に適合するか十分な事前調査が必要です。輸入する品目によって調査事項も異なります。毎年度厚生労働大臣により策定される[「輸入食品監視指導計画」の別表2](#)の確認事項を参考にして事前調査を実施してください。

加工食品を輸入する場合は、[「輸入加工食品の自主管理に関する指針\(ガイドライン\)」](#)を参考にし、調査を実施してください。

なお、原材料に加工食品を使用している場合は、その原材料までさかのぼって指定外添加物が使用されていないか確認してください。

ホーム > [分野別の政策一覧](#) > [健康・医療](#) > [食品](#) > [輸入食品監視業務](#)
> [参考資料:輸入食品の安全を守るために](#)

Q3-2 日本で使用できる食品添加物を調べたい

A:日本で使用できる食品添加物は、原則として厚生労働大臣が指定したのだけです。これは、天然物であるかどうかに関わりません。例外的に、指定を受けずに使用できるのは、既存添加物、天然香料、一般に食品として飲食に供させている物であって添加物として使用されるものだけです。未指定の添加物を輸入、使用することはできません。

それぞれの添加物のリストは厚生労働省ホームページで確認できます。

[指定添加物リスト\(食品衛生法施行規則別表第1\)](#)

[既存添加物名簿](#)

[天然香料基原物質リスト](#)

[一般に食品として飲食に供させている物であって添加物として使用される品目リスト](#)

ホーム > [分野別の政策一覧](#) > [健康・医療](#) > [食品](#) > [食品添加物](#)
> [よくある質問 \(事業者向け\)](#)

Q3-3 食品添加物の使用基準について調べたい

A:食品添加物には使用基準(使用上限量、対象食品など)が定められているものがあり、その使用基準の範囲内において使用が認められています。

使用基準の例	
対象食品を制限しているもの	～に「使用」してはならない ～以外に「使用」してはならない
使用量を制限しているもの	～を超えて「残存」しないように使用しなければならない 「使用量」は～g/kg以下でなければならない 「使用量」は食品中の～%でなければならない
使用目的を制限しているもの	～「目的」以外に使用してはならない ～以外の「用途」に使用してはならない
最終製品での処理を条件にしているもの	最終製品の完成前に「除去又は中和」しなければならない

添加物の使用基準リストは厚生労働省ホームページで確認できます。

[食品添加物使用基準リスト](#)

ホーム > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品 > 食品添加物
> [よくある質問 \(事業者向け\)](#)

Q3-4 農薬、動物用医薬品、飼料添加物の残留基準を調べたい

A:食品中に残留する農薬などが、人の健康に害を及ぼすことのないよう、全ての農薬、飼料添加物、動物用医薬品について、残留基準を設定しています。

残留基準は、食品安全委員会が人が摂取しても安全と評価した量の範囲で、食品ごとに設定されています。農薬などが、基準値を超えて残留する食品の輸入は、食品衛生法により、禁止されています(いわゆる「ポジティブリスト制度」)。

残留基準は厚生労働省のホームページで確認することができます。

[食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の限量一覧表](#)

注意1:「[食品において不検出とされる農薬、飼料添加物及び動物用医薬品](#)」は、リストの物質が食品から検出されてはいけません。

注意2:抗生物質・合成抗菌剤については、限量一覧表に基準が無い場合は、「食品は、[抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない](#)」が適応されます。

注意3:農薬等は、限量一覧表に基準が無い場合は、[一律基準0.01ppm](#)が適応されます。

ホーム > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品 > [食品中の残留農薬等](#)

Q3-5 食品の製造加工基準、成分規格、保存基準を調べたい

A:食品には、食品衛生法第11条に基づき[一般の成分規格](#)、[製造、加工基準](#)、[保存基準](#)があります。また、下記のとおり個別に成分規格、製造基準、加工基準、保存基準が定められている食品があるので、それぞれの基準に適合するか確認をしてください。

品名	成分規格	製造、加工、調理基準	保存基準
清涼飲料水	○	○	○
粉末清涼飲料	○	○	○
氷雪	○	○	×
氷菓	○	○	○
食肉及び鯨肉	×	○	○
生食用食肉	○	○	○
食鳥卵	○	○	○
血液、血球及び血漿	×	○	○
食肉製品	○	○	○
鯨肉製品	○	○	○
魚肉ねり製品	○	○	○
いくら、すじこ、たらこ	○	×	×
ゆでだこ	○	○	○
ゆでがに	○	○	○
生食用鮮魚介類	○	○	○
生食用かき	○	○	○
寒天	○	×	×
穀類、豆類及び野菜	○	○	×
生あん	○	○	×
豆腐	×	○	○
即席めん類	○	×	○
冷凍食品	○	○	○
容器包装詰加圧加熱殺菌食品	○	○	×

成分規格等は、厚生労働省ホームページで確認することができます。

ホーム > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品 > 事業者向け情報
> [食品別の規格基準について](#)

Q3-6 食品への放射線照射について知りたい

A:以下の場合を除いて、食品の製造、加工、保存に、放射線(原子力基本法第3条第5号に規定するものをいう。)を照射することはできませんので、照射食品の輸入はできません。

外国では、食品の殺菌等の目的で放射線照射が行われている場合がありますので、事前に製造者等に放射線照射をしていないことを確認してください。

- ①製造工程又は加工工程の管理のために照射する場合で、食品の吸収線量が0.10グレイ以下のとき
- ②ばれいしょの発芽防止目的(Q3-5穀類、豆類及び野菜規格基準参考)

原子力基本法第3条第5号で規定される放射線

アルファ線、重陽子線、陽子線その他の重荷電粒子線及びベータ線、中性子線、ガンマ線及び特性エックス線(軌道電子捕獲に伴って発生する特性エックス線に限る)、一メガ電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線及びエックス線

Q3-7 食品添加物の規格基準について調べたい

A:食品添加物には、食品衛生法第11条に基づき成分規格、製造基準、保存基準がある物質があります。規格基準は、食品添加物公定書に規定されていますので、事前に確認してください。

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品
> 食品添加物 > [第9版食品添加物公定書](#)

Q3-8 器具、容器包装の規格基準について調べたい

A:器具、容器包装には、食品衛生法第18条に基づき材質の一般規格、原材料の材質別規格、用途別規格、製造基準があります。 [器具、容器包装の規格基準](#)

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品
> [器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤に関する情報](#)

Q3-9 指定おもちゃの規格基準について調べたい

A:食品衛生法第62条により厚生労働大臣の指定するおもちゃには、規格、製造基準があります。指定おもちゃの規格基準、範囲、検査などについては、以下の通知を参考にしてください。

[おもちゃの規格基準](#)
[指定おもちゃの範囲等に関するQ&Aについて](#)
[おもちゃに係る改正に関する Q&Aについて\(その3\)](#)

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品
> [器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤に関する情報](#)

Q4輸入手続きについて

Q4-1 食品衛生法に基づく届出について知りたい

A:食品衛生法第27条で「販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装を輸入しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、その都度厚生労働大臣に届け出なければならない。」と定められています。

また、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃについては、食品衛生法第62条による準用規定により、届出の対象とされています。

輸入者は、輸入の都度検疫所に「食品等輸入届出書」を提出しなければなりません。届出方法には、通関情報処理システム(NACCS)を利用し電子的に届出する方法と、書面で届出する方法があります。(Q4-5参照)

神戸検疫所には、届出受付窓口が2箇所ありますので、ご注意ください。

届 出 窓 口	担 当 地 域
食品監視課 神戸市兵庫区遠矢浜町1-1	兵庫県(食品監視第二課の管轄を除く)、 岡山県、香川県、徳島県
食品監視第二課 神戸市東灘区向洋町東4-16	兵庫県(神戸市(東灘区及び灘区に限る。)、 尼崎市、西宮市(山口町を除く。)、 芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、川辺郡猪名川町)

届出が必要な食品等の定義は以下のとおりです。(食品衛生法第4条)

食 品	すべての飲食物をいう。ただし、薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品及び医薬部外品は、これを含まない。
添加物	食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によつて使用する物をいう。
器 具	飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他の物は、これを含まない。
容器包装	食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すものをいう。

Q4-2 食品等輸入届出書の様式を入手したい

A:食品等輸入届出書の様式は、別添1の標準様式と別添3の輸入手続統一様式の2種類あります。様式はどちらか1つを選択し、提出してください。

輸入手続き統一様式とは、輸入手続関連省庁(財務省、農林水産省)ごとに個別に作成し、提出していた申告書類等を利用者の利便性向上を目的として関連省庁間で共通化したもので、具体的には、輸入申告書(税関)、輸入検査申請書(動物検疫)、植物、輸入禁止品等輸入検査申請書(植物防疫)、食品等輸入届出書(食品衛生)が対象となります。

別添1の様式は、厚生労働省ホームページより入手することができます。

ホーム > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品 > 輸入食品監視業務
> 輸入手続 > [食品衛生法に基づく輸入手続きについて](#)

Q4-3 食品等輸入届出書の記入方法を知りたい

A:食品等輸入届出書の記入方法は、個別様式は別添2のとおりです。輸入手続統一様式をご利用される場合は、別途お問い合わせください。

輸入食品監視支援業務関連コードは、輸出入・港湾関連情報処理センター(株)の[NACCS掲示板](https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/)に掲載されています。

Q4-4 食品等輸入届出書を提出する方法を知りたい

A:届出は、同じ内容を記載した届出書を2部作成し、検疫所窓口を持参するか、郵送してください。郵送する場合は、返送用の封筒に切手を貼り同封してください。なお、届出手続きは、通関業者による代行も可能です。(神戸検疫所住所は、Q4-1参照)

Q4-5 輸入届出手続きの代行業者(通関業者)を紹介して欲しい

A:検疫所では輸入届出等の手続き代行業者(通関業者)の紹介はしていません。

[神戸通関業会](#)(TEL:078-331-3996)にお問い合わせください。

Q4-6 電子的に食品等輸入届出書を提出する方法を知りたい

A:NACCS(Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System)を利用することにより、届出書を電子的に提出することができます。

届出手順を通関業者に依頼せずNACCSの利用を希望される場合は、[輸出入・港湾関連情報処理センター\(株\)](#)にお問い合わせください。

なお、NACCSを利用した届出を開始する前に、厚生労働大臣に暗証番号等を記載した別添4の「入出力装置設置届出書」を提出する必要があります。

「入出力装置設置届出書」は厚生労働省ホームページから入手できます。

ホーム > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品 > 輸入食品監視業務
> 輸入手続 > [食品衛生法に基づく輸入手続きについて](#)

Q4-7 貨物の到着前に届出したい

A:検疫所への届出は、貨物到着の7日前より届出することが可能です。(事前届出制度)

書類審査の結果、検査が必要ないと判断した場合は、届出の事前返却も可能です。

器具、容器包装、おもちゃについては事前返却の希望を届出時に申し出てください。食品の場合は、別添5の「衛生管理説明書」の提出が必要です。

衛生管理説明書の様式は厚生労働省ホームページより入手できます。

ホーム > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品 > 輸入食品監視業務
> 輸入手続 > [食品衛生法に基づく輸入手続きについて](#)

Q4-8 届出手續等を簡素化する制度を知りたい

A:届出手續きを簡素化する制度には以下のものがあります。制度詳細、利用方法、手續き方法などをご相談ください。

計画輸入制度	特定の食品、器具、容器包装について、同一食品等を繰り返し輸入する場合、一定期間検疫所への届出を省略できる制度です。(別添6参照)
品目登録制度	検疫所へ品目登録要請をすることにより、食品等輸入届出書の記載(入力)事項の省略及び試験成績書等書類の添付を省略できる制度です。(別添7参照)
輸入食品等事前確認制度	この制度は、厚生労働省が、日本の食品衛生法に基づく施設、食品等の衛生管理や食品等の規格基準等に適合するか、輸出国製造者の事前確認を行い、適合する場合は、当該製造者が輸出する食品は、届出書審査のみで輸入することができます。登録期間は3年間です。 この制度を利用するには、製造者が、輸出国政府機関を通じて厚生労働省に事前確認申請をする必要があります。
輸入食品等安全情報登録制度	公益財団法人日本輸入食品安全推進協会が「輸入食品等安全情報登録提供事業」として実施する制度です。 届出時に提出した試験成績書、原材料表、製造工程表等の提出を省略することができます。 詳細については、公益財団法人日本輸入食品安全推進協

会(TEL03-5695-0819)にお問い合わせください。登録を行った場合は、届出書の登録番号3欄にその番号を記載して届出してください。

Q4-9 営業用に使用しない場合の手続きを知りたい

A:個人用、試験研究用、展示用、装飾用等営業用に使用しない場合は、食品等輸入届出書の提出は必要ありません。届出対象外であることを文書確認を希望される場合は、別添8の「確認願」に必要事項を記入し検疫所に提出してください。

提出方法は、食品等輸入届出書と同様です。「確認願」様式は、厚生労働省ホームページより入手することができます。

ホーム > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品 > 輸入食品監視業務
> 輸入手続 > [食品衛生法に基づく輸入手続きについて](#)

Q5検査制度について

Q5-1 輸入時の検査制度を知りたい

A:輸入時の検査には、命令検査、自主(指導)検査、モニタリング検査、衛生検査があります。

命 令 検 査	<p>自主検査やモニタリング検査、国内での収去検査等において法違反が判明するなど、法違反の可能性が高いと見込まれる食品等について、輸入者に対し、輸入の都度、実施を命じる検査です。</p> <p>検査結果判明まで輸入することはできません。検査は登録検査機関において実施し、検査費用は輸入者の負担です。</p>
指 導 検 査 (自 主 検 査)	<p>輸入者の自主的な衛生管理の一環として、国が輸入者に対して定期的な(初回輸入時を含む)実施を指導する検査です。</p> <p>検査結果判明まで輸入することはできません。検査は登録検査機関において実施し、検査費用は輸入者の負担です。</p> <p>自主検査の実施は、以下の3つの方法があります。</p> <p>①届出貨物で実施する方法 ②外国公的検査機関を利用する方法 ③サンプルを輸入して実施する方法</p>
モニタリング検査	<p>多種多様な輸入食品について、食品衛生上の状況について幅広く監視し、必要に応じて輸入時検査を強化する等の対策を講じることを目的として、国が年間計画に基づいて実施する検査です。</p> <p>検査結果の判明を待たずに輸入可能です。検査は検疫所において実施し、費用負担は国が行います。</p>
衛 生 検 査	<p>初回輸入食品等の確認、食品衛生法に違反する食品等の確認、輸送途中で事故が発生した食品等の確認等、検疫所の食品衛生監視員により実施される検査です。</p> <p>検査結果判明まで輸入することはできません。</p>

Q5-2 登録検査機関を紹介してほしい

A:検疫所では検査機関の紹介はしていません。食品衛生法に基づく登録検査機関は、厚生労働省のホームページにリストが掲載されていますので、確認してください。

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品 > 事業者向け情報
> [食品衛生法上の登録検査機関について](#)

Q5-3 命令検査、自主検査の費用、検査日数を知りたい

A:命令検査、自主検査は、輸入者又は通関業者から登録検査機関に検査依頼を行って頂きます。検査費用、日数は、登録検査機関によって異なりますので、検査機関に直接お問い合わせください。

Q5-4 外国公的検査機関について知りたい

A:輸出国の公的検査機関で事前に検査を受け、その成績書が添付されている場合は、検疫所における指導検査が省略されます。ただし、輸送途上において変化するおそれのある項目(細菌、カビ毒等)は除きます。

成績書は届出貨物との同一性が確認できる情報(製品名、製造者名、輸入者名等)が成績書に記載されている必要があります。

輸出国の公的検査機関リストは、厚生労働省ホームページに掲載されています。

ホーム > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品 > 輸入食品監視業務
> 輸入手続 > [外国公的検査機関一覧](#)

Q5-5 サンプルで自主検査をする方法を知りたい

A:届出を行わない食品等で自主検査を実施するには、製造者から検査サンプルを、直接、登録検査機関に送付しなければいけません。また、検査サンプルには、サンプルの関係情報資料を、同封することが必要です。サンプルの送付の手順は、別添9を参照ください。

登録検査機関が発行するサンプル検査の試験成績書には、以下の(i)の記載と(ii)の書類が添付されますので、届出前に内容を確認をし、提出してください。

(i)検査結果通知書に平成20年7月31日付け食安輸発第0731001号に定める事項のほか、次の事項が記載されていること。

- ①製造者又は輸出者から登録検査機関に直接送付された未開封(税関等行政機関の検査による開封を除く。)の検体を検査に供したこと
- ②当該検体を特定する名称、品番、JANコード、製造者名等
- ③原材料、材質等
- ④下記(ii)に掲げる書類が当該検体に係るものであることを確認した上で検査を実施したこと

(ii)検査結果通知書に製造者等が作成した次の書類が添付されていること。

- ①当該検体を特定する名称、品番、JANコード、製造者名等及び当該検体が製造者等から登録検査機関に直接送付されたことを証するインボイス、船荷証券(B/L)等
- ②当該検体を特定するカタログ、写真等
- ③当該検体が部品である場合は、製品との関連を示す展開図などの図面等
- ④適用される規格基準が特定可能な原材料、材質及び製造方法(検体が加工食品の場合に限る。)を証する書類

Q5-6 同一食品等の継続的輸入について知りたい(自主検査試験成績書有効期限)

A:輸送途上において変化するおそれのある項目(細菌、カビ毒等)を除き、初回輸入時に食品等に係る試験成績書を届出書に添付して提出し、審査の結果、特に問題がないと判断されたものについて、同一の食品等を繰り返し輸入する場合は、次回から一定の期間、指導検査が省略できます。ただし、検査命令等、別途通知に定める場合は除きます。

継続的輸入に係る自主検査成績書の有効期間

品 目	有効期限
食品製造用機械 無着色のガラス製器具及び容器包装 ステンレス製器具及び容器包装 アルミニウム製器具及び容器包装	3年
食品、添加物、上記以外の器具及び容器包装、おもちゃ	1年
<p>ただし、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ワイン等同一原材料により同一時に同一製造所において製造したことが明白と判断される食品については、当初の自主検査成績書の写し等が提出された場合自主検査成績書の発行年月日を問わず、自主検査の指導はしません。 2. 上記1. 以外であって、食品中の添加物のうち、同一原材料、同一製造工程及び同一製造所において製造したことが「添加物の使用に係る説明書」(別紙10)により確認できる場合、自主検査成績書の発行年月日を問わず、自主検査の指導はしません。 3. 器具・容器包装及びおもちゃのうち、その材質、使用する着色料及び製造法等が同一であるものについては、当初の自主検査成績書の写し等が提出された場合、自主検査成績書の発行年月日を問わず、自主検査の指導はしません。 	

Q6 食品衛生法違反について

Q6-1 輸入相談時の食品衛生法違反事例を知りたい

A:相談時の違反事例は、指定外添加物の使用、指定添加物の対象外食品への使用及び基準値を超える使用など添加物の不適切な使用によるものが大半を占め、その他、清涼飲料水の製造基準(殺菌方法)の不適合等があります。

○神戸検疫所の相談時の違反事例

違反分類	品目	生産国	違反内容
指定外添加物の使用例	清涼飲料水	米国	乳酸マグネシウム
	粉末スープ	ドイツ	ヨウ素化塩
	チョコレート	フランス	パテントブルー V、キノリンイエロー
対象食品以外への使用例	チョコレート	米国	ソルビン酸カリウム
	トマトオイル漬	トルコ	ソルビン酸カリウム
	チョコレート	フランス	三二酸化鉄
基準の使用量を超えていた例	シロップ	米国	ポリソルベート 80
	清涼飲料水	フランス	安息香酸ナトリウム
	プロポリス	ニュージーランド	プロピレングリコール

輸入相談の際に食品衛生法違反と判断された代表的な事例は、厚生労働省ホームページに掲載されています。

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品 > 輸入食品監視業務 > 違反事例 > [本貨物の輸入に先立つ輸入相談の代表的な違反事例](#)

Q6-2 違反食品等を輸入しないためにはどうすればいいですか

A:輸入者自身が食品衛生に関する正しい知識をもち、輸出国製造者等の事前調査を十分におこなうことが重要です。調査の方法は、「Q3事前調査について」を参考にしてください。

また、検査による科学的な検証も必要ですので、自主検査を実施し、安全確認をしてください。

Q6-3 届出した食品等が食品衛生法違反となった場合の対応を知りたい

A:法違反のあった輸入者に対して、検疫所長から食品衛生法違反通知書を交付します。

○貨物の処置

通関前の貨物の場合は、積戻、廃棄若しくは食用外転用するよう指導します。

通関済の場合は、輸入者を管轄する都道府県等(保健所)の指示に従うよう指導します。

○法違反の再発防止

違反原因の調査、報告を指導します。

違反食品等と同一製品を再度輸入する場合は、改善結果についても報告を指導します。

○違反輸入者の公表

食品衛生法第63条の規定に基づき、輸入者名、対象輸入食品等の違反情報が、厚生労働省ホームページに掲載されます。

ホーム > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品 > 輸入食品監視業務 > [違反事例](#)

Q7 その他

Q7-1 食薬区分の確認方法を知りたい

A:検疫所に届出が必要な「食品」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(旧薬事法)(昭和35年法律第145号)に規定する医薬品及び医薬部外品を除く全ての飲食物をいいます。

薬事の該否については、下記の担当部署にお問い合わせください。確認先は、貨物の状況によって異なりますのでご注意ください。

到着貨物の場合： 近畿厚生局 医事課 薬監証明事務室 TEL:06-6942-4096

輸入前貨物の場合： 各都道府県薬事法主管部(局)

食薬区分については、「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」(昭和46年6月1日薬発第476号)を参考にしてください。

ホーム > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品 > 食品添加物 > [「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質\(原材料\)」の食品衛生法上の取扱いの改正について」の一部改正について](#)

Q7-2 輸入食品に係る他法令について知りたい

A:畜産食品(食肉、食肉製品等)は、農林水産省動物検疫所へ家畜伝染病予防法に基づく輸入手続きが必要です。

農産食品(野菜、果物等)は、農林水産省植物防疫所へ植物防疫法に基づく輸入手続きが必要です。その他法令、連絡先は別添11のとおりですので参考にしてください。

Q7-3 食品表示の相談先を知りたい

A:食品の表示指導は、消費者庁食品表示企画課(TEL:03-3507-8800(代表))、または、別添11の都道府県等関係機関にご相談ください。

Q7-4 食品等の輸出について相談したい

A:検疫所では、食品等の輸出に関する業務はおこなっていません。

食品の輸出に関しては、[農林水産省の輸出相談窓口](#)又は、[独立行政法人日本貿易振興機構\(ジェトロ\)の輸出相談窓口](#)にご相談ください。

また、水産食品、食肉、乳、家きん卵の輸出及び自由販売証明書については、厚生労働省輸出食品のホームページにも情報が掲載されていますので、参考にしてください。

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品 > [輸出食品](#)

食品等輸入届出書

厚生労働大臣 殿

輸入者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び所在地)

(1)届出受付番号	※1			(2)氏名	印		
(3)届出種別	事前・一般・計画輸入			住所			
(4)輸入者コード	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	(電話番号)			
(5)生産国・コード	●●			(6)輸入食品衛生 管理者登録番号	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●
(7)製造者名、 住所・コード							
(8)製造所名、 住所・コード							
(9)輸出者名、 住所・コード							
(10)包装者名、 住所・コード							
(11)積込港・コード	●●●●●●			(12)積込年月日	●●	●●	●●
(13)積卸港・コード	●●●●●●			(14)到着年月日	●●	●●	●●
(15)保管倉庫・コード	●●●●●●	●●●●●●		(16)搬入年月日	●●	●●	●●
				(19)届出年月日	●●	●●	●●
(17)貨物の記号及び 番号				(20)事故の有無及び ある場合はその概要	無・有		
(18)船舶又は航空機の 名称又は便名				(21)提出者・コード	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●

1	(22)貨物の別	食品・添加物・器具・容器包装・おもちゃ		(33)衛生証明書番号			
(23)継続の別	初回(F)・継続(C)・更新(U)			(34)貨物が加工食品 である場合は原材料 ・コード 貨物が器具、容器包 装又はおもちゃであ る場合はその材質・ コード			
(24)品目コード	●●●●●●●●						
(25)品名							
(26)積込数量・コード	●●●●	●●●●					
(27)積込重量	kg						
(28)用途・コード	●●			(35)貨物が添加物を 含む食品の場合は 当該添加物の品名・ コード 貨物が添加物製剤 の場合はその成分・ コード (いずれの場合も着香の目的で 使用されるものを除く)	※2		
(29)包装種類・コード	●●				※2		
(30)登録番号1	●●●●●●●●	●●●●●●●●					
(31)登録番号2	●●●●●●●●	●●●●●●●●					
(32)登録番号3	●●●●●●●●	●●●●●●●●					
(36)貨物が加工食品 であるときは製造又 は加工方法・コード	●●						

(37)備考				届出済印※1			
--------	--	--	--	--------	--	--	--

<注意>
 ※1の欄は、検疫所使用欄のため、記入しないで下さい。
 ※2の欄中、貨物が食品の場合の添加物の品名については、一般に食品として飲食に供されている物であつて、添加物として使用されるものは規格基準が定められているものに限る。貨物が添加物製剤の場合の成分については、一般に食品として飲食に供されている物を除きます。
 ※輸入者の記名押印については、署名により代えることができます。

(22) 貨物の別	食品・添加物・器具・容器包装・おもちゃ	(33) 衛生証明書番号	
(23) 継続の別	初回・継続・更新	(34) 貨物が加工食品である場合は原材料・コード 貨物が器具、容器包装又はおもちゃである場合はその材質・コード	
(24) 品目コード		
(25) 品名			
(26) 積込数量・コード		
(27) 積込重量	kg		
(28) 用途・コード		
(29) 包装種類・コード	(35) 貨物が添加物を含む食品の場合は当該添加物の品名・コード 貨物が添加物製剤の場合はその成分・コード (いずれの場合も着香の目的で使用されるものを除く)	※2
(30) 登録番号1		※2
(31) 登録番号2		
(32) 登録番号3		
(36) 貨物が加工食品であるときは製造又は加工方法・コード		
(37) 備考			

(22) 貨物の別	食品・添加物・器具・容器包装・おもちゃ	(33) 衛生証明書番号	
(23) 継続の別	初回・継続・更新	(34) 貨物が加工食品である場合は原材料・コード 貨物が器具、容器包装又はおもちゃである場合はその材質・コード	
(24) 品目コード		
(25) 品名			
(26) 積込数量・コード		
(27) 積込重量	kg		
(28) 用途・コード		
(29) 包装種類・コード	(35) 貨物が添加物を含む食品の場合は当該添加物の品名・コード 貨物が添加物製剤の場合はその成分・コード (いずれの場合も着香の目的で使用されるものを除く)	※2
(30) 登録番号1		※2
(31) 登録番号2		
(32) 登録番号3		
(36) 貨物が加工食品であるときは製造又は加工方法・コード		
(37) 備考			

「様式」の記入方法について

(1) 届出受付番号

検疫所使用欄のため記入しないでください。

(2) 輸入者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び所在地）

- ①輸入者の氏名、住所及び電話番号を正確に記入し、押印します。
- ②輸入者の氏名、輸入者が法人にあっては、法人の名称、所在地及び電話番号を記入し、当該法人の代表権を有する者の印又は法人印（株式会社、有限会社等の名称印）を押印します。
- ③法人名称の下には責任者の役職名及び氏名を記入し、代表権を有する者の印が押印されていない場合は、当該責任者の印を押印します。この責任者とは担当部長、課長等の広義の責任者をいいます。
なお、これに代えて、輸入者である法人から委任を受けた当該法人の業務担当責任者の印を押印しても差し支えありません。この場合には、委任状を添付するとともに、食品等輸入届出書の輸入者の欄には委任者の法人の名称及び所在地並びに業務担当責任者の職名及び氏名を記入します。
- ④外国籍の会社で代表権を有する者の印又は法人印を所有していない場合には、法人の名称の下に責任者の役職名及び氏名を記入し、個人印を押印します。
- ⑤法人の代表権を有する者の印又は責任者若しくは業務担当責任者の記名押印については、署名に代えることができます。

(3) 届出種別

貨物到着予定日の7日前から貨物到着前までに食品等輸入届出書を提出する場合は、「事前」を○で囲み、貨物到着後に提出する場合は、「一般」を○で囲みます。

また、計画輸入制度により特定の食品等を繰り返し輸入しようとする場合は、「計画輸入」を○で囲みます。

(4) 輸入者コード

(一財)日本貿易関係手続簡易化協会の発給するコード(JASTPR Oコード)、税関発給コード又は法人番号を左詰めで記入します。

なお、上記コードを有していない輸入者の場合は、空欄のままで差し支えありません。

マイナンバー(個人番号)を記入する欄ではありません。

(5) 生産国・コード

貨物が「加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合は、その生産国又は地域名を記入し、「加工食品以外の食品」の場合は、その生産地(国名又は地域名)を記入します。

なお、輸出入・港湾関連情報処理センター(NACCSセンター)のホームページに掲載する「輸入食品監視支援業務関連コード」(以下「食品届出コード表」という。)に掲載された生産国又は製造国のコードも併せて記入します。

(6) 輸入食品衛生管理者登録番号

輸入者が(公社)日本輸入食品安全推進協会の輸入食品衛生管理者として登録されている場合は、その登録番号を記入します。

(7) 製造者名、住所・コード

貨物が「加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合はその製造者名及び住所を英数字で記入します。

また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。

その場合、貨物が「食肉製品以外の加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所(A)コードに掲載された製造者・加工者のコードを記入し、「食肉製品」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所(B)コードに掲載された製造者等のコードを記入します。

(8) 製造所名、住所・コード

貨物が「加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合はその製造所名及び住所を英数字で記入します。

また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。

その場合、貨物が「食肉製品以外の加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所（A）コードに掲載された製造所のコードを記入し、「食肉製品」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所（B）コードに掲載された製造所のコードを記入します。

※「未加工の食肉」の取扱いについて

- ・（8）の製造所欄には、とさつが行われたと畜場又は食鳥処理場若しくは分割、細切等が行われた施設の名称及び住所を記入するようお願いいたします。
- ・処理場のコードについては、「製造者・製造所（B）コード」を準用するようお願いいたします。

(9) 輸出者名、住所・コード

貨物が「加工食品以外の食品」の場合はその輸出者名及び住所を英数字で記入します。

また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。該当するコードがない場合は次のように記入します。

〇〇ZZ9999

国コード

(10) 包装者名、住所・コード

貨物が「加工食品以外の食品」の場合で、かつ、包装されている場合はその包装者名及び住所を英数字で記入します。

また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。該当するコードがない場合は次のように記入します。

〇〇ZZW999

国コード

(11) 積込港・コード

貨物を船舶又は航空機に積み込んだ海港又は空港名を記入します（郵便物は発送地名）。

また、食品届出コード表に掲載された当該積込港のコードも併せて記入します。

- (12) 積込年月日
貨物を船舶又は航空機に積み込んだ年月日を記入します（郵便物は発送年月日）。
- (13) 積卸港・コード
貨物を船舶又は航空機から積み卸した海港又は空港名を記入します。
また、食品届出コード表に掲載された当該積卸港のコードも併せて記入します。
- (14) 到着年月日
船舶又は航空機が貨物を積み卸すために海港又は空港に到着した年月日を記入します。
- (15) 保管倉庫・コード
貨物が保管されている倉庫名（コンテナの場合はコンテナヤード名）又はその他の保管場所名（他の蔵置場所等）及びその所在地を記入します。
また、食品届出コード表に掲載された保管場所のコードも併せて記入します。
- (16) 搬入年月日
保管場所への貨物の搬入が終了した年月日を記入します。
- (17) 貨物の記号及び番号
貨物の外装に表示されている記号、番号等、仕向地マーク、原産地マーク等を記入します。
なお、船舶貨物の場合はB/L番号、航空貨物の場合はAirway bill（混載の場合はHouse B/L）番号も併せて記入し、外国郵便物の場合は、「Address Mark」と記入します。
- (18) 船舶又は航空機の名称又は便名
貨物を搭載してきた船舶の名称又は航空会社名及び便名を記入します。
- (19) 届出年月日
食品等輸入届出書を提出する年月日を記入します。

(20) 事故の有無及びある場合はその概要

積み卸した貨物に、異臭、カビ発生、容器の破損等が認められ、これにより貨物の品質が損なわれ、また、そのおそれがある場合は、「有」を○で囲み、その事故の原因、状況、数・重量等の概要も併せて記入します。

なお、欄に記載できない場合は、「別紙」と記入して、別に記載したものを食品等輸入届出書に添付しても差し支えありません。

(21) 提出者・コード

食品等輸入届出書を検疫所の輸入食品監視担当窓口へ提出する者が輸入者と異なる場合、提出者の氏名（法人の場合、法人名及び担当者名）及び電話番号を記入します。

なお、提出者が「利用者コード」を有している場合は、そのコードも併せて記入します。

(22) 貨物の別

貨物が「食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」のうち、該当ものを○で囲みます。

(23) 継続の別

初めて輸入する貨物の場合は、「初回（F）」を○で囲みます。

有効期間内の試験成績がある場合は、「継続（C）」を○で囲み、当該成績書を添付するか、又は備考欄に検査実施時の届出受付番号を記入します。

以前に輸入の実績があり、かつ、到着した貨物で検査を実施する場合は、「更新（U）」を○で囲みます。

(24) 品目コード

食品届出コード表に掲載された品目のコードを記入します。

(25) 品名

商品名ではなく、そのものが何であるかを判断できる一般的な名称を記入します。商品名や品番等がある場合は、備考に記入します。

(26) 積込数量

輸出国において積み込んだ貨物の個数を記入し、数量単位は食品届出コード表に掲載された積込個数単位のコードを記入します。

(27) 積込重量

輸出国において積み込んだ貨物の正味重量をkg単位で小数点以下2桁まで記入します。

(28) 用途・コード

具体的な用途、使用目的等を記入します。

なお、食品届出コード表に掲載された用途のコードも併せて記入します。

(29) 包装種類・コード

食品等に直接触れる容器包装について具体的な材質を記入します。

なお、食品届出コード表に掲載された包装の種類のコードも併せて記入します。

(30) 登録番号1

輸入食品等事前確認制度により登録を行っている場合、その登録番号を記入します。

(31) 登録番号2

品目登録制度により登録を行っている場合、その登録番号を記入します。

(32) 登録番号3

(公社)日本輸入食品安全推進協会の輸入食品等安全情報登録提供事業により登録を行っている場合、その登録番号を記入します。

(33) 衛生証明書番号

輸出国政府機関の発行する衛生証明書が必要な食肉又は食肉製品の場合、その衛生証明書番号を記入します。

(34) 貨物が加工食品であるときは原材料・コード、貨物が器具、容器包装又はおもちゃであるときはその材質・コード

貨物が加工食品であるときは原材料名を、貨物が器具、容器包装又はおもちゃであるときはその材質を記入します。

また、食品届出コード表に掲載された原材料又は材質のコードも併せて記入します。

なお、欄に記載できない場合は、「別紙」と記入して、別に記載したものを食品等輸入届出書に添付しても差し支えありません。

- (35) 貨物が添加物を含む食品の場合、当該添加物の品名（物質名）・コード、
貨物が添加物製剤の場合、その成分・コード

貨物が食品であって、当該食品が着香の目的以外の目的で使用される添加物（一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものにあつては、規格基準が定められているものに限る。）を含むときは、当該添加物の品名、貨物が添加物であって、当該添加物が添加物（着香の目的で使用されるもの及び一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものを除く。）を含む製剤であるときは、その成分を記入します。

また、食品届出コード表に掲載された添加物又は成分のコードも併せて記入します。

なお、欄に記載できない場合は、「別紙」と記入して、別に記載したものを食品等輸入届出書に添付しても差し支えありません。

- (36) 貨物が加工食品であるときは製造又は加工の方法・コード

貨物が加工食品であるときは製造工程（特に加熱条件や殺菌方法等）を具体的に記入します。

また、食品届出コード表に掲載された製造又は加工方法のコードも併せて記入します。

なお、欄に記載できない場合は、「別紙」と記入して、別に記載したものを食品等輸入届出書に添付しても差し支えありません。

（注1）食品等輸入届出書の共通部（（1）から（21）まで）の記載につき、最大7欄（7品目）まで記入して届出できます。

（注2）旧様式の食品等輸入届出書においても、記載事項の不足分について旧様式の食品等輸入届出書の備考欄等に記入することにより輸入届出を行うことができます。

- 輸入申告
 輸入検査申請書
 植物、輸入禁止品等輸入検査申請書
 食品等輸入届出書
- 長殿
 動物検疫所長殿
 植物防疫官殿
 厚生労働大臣殿

【 税関、動物検疫所、植物防疫所、検疫所 共通様式 】

積載船(機)名[税、植]、とう載船舶(航空機)名 [動]、船舶又は航空機の名称又は便名[食]		
入港(到着)年月日[税、動、植、食]		
搭載(積込)年月日[動、食]		
搭載地[動]、輸出港名[植]、積込港[食]		
船(取)卸港[税]、積卸港[食]		
原産地[税]、生産地[動]、生産国[食]		
輸入者(荷受人)	氏名[税、動、植、食] 押印[税、食]	印
	住所[税、動、植、食]	
	電話番号[税、動、食]	
	輸入者符号(コード)[税、食]	
(荷送人) 仕出人	氏名[税、動、植]	
	住所[税、動、植]	
(提出者) 申請者	氏名[動、植、食] 押印[動、植]※	印
	住所[動、植]	
蔵置場所[税]、保管倉庫又は保管場所[動、食]		
記号・番号[税、食]、商標[動]		

※ [動、植] 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

【輸入食品等】

届出受付番号	※1																				
届出種別	事前・一般・計画輸入																				
生産国コード											輸入食品衛生管理者登録番号										
製造者名、住所・コード																					
製造所名、住所・コード																					
輸出者名、住所・コード																					
包装者名、住所・コード																					
積込港コード											積卸港コード										
保管倉庫コード											搬入年月日				年		月			日	
											届出年月日				年		月			日	
事故の有無及びある場合その概要	無・有										提出者コード										
1	貨物の別	食品・添加物・器具・容器包装・おもちゃ									衛生証明書番号										
継続の別		初回(F)・継続(C)・更新(U)									貨物が加工食品であるときは原材料・コード 貨物が器具、容器包装又はおもちゃであるときはその材質・コード ※2 ※2 貨物が添加物を含む食品の場合当該添加物の品名・コード 貨物が添加物製剤の場合その成分・コード (いずれの場合も着香の目的で使用されるものを除く)										
品目コード																					
品名																					
積込数量・コード																					
積込重量												kg									
用途・コード																					
包装種類・コード																					
登録番号1																					
登録番号2																					
登録番号3																					
貨物が加工食品であるときは製造又は加工方法・コード																					
備 考											届出済印※1										

<注意>

※1の欄は、検査所使用欄のため、記入しないで下さい。

※2の欄中、貨物が食品の場合の添加物の品名については、一般に食品として飲食に供されている物であって、添加物として使用されるものは規格基準が定められているもの限り、貨物が添加物製剤の場合の成分については、一般に食品として飲食に供されている物を除きます。

年 月 日

厚生労働大臣 殿

届出者住所

電話番号

届出者名

届出者の英名

代表者氏名

輸入者コード

(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

利用者コード

設置
入出力装置 届出書
廃止

設置

に係る下

廃止

食品衛生法施行規則第33条の第2項の規定により、入出力装置の
記事項を届け出ます。

記

1 暗証記号 I

2 入出力装置の設置場所
機器名称
型式番号

3 届出者以外の者が入出力装置の管理をする場合にあっては、その者の氏名及び住所等
(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

管理者名

代表者氏名

管理者住所

電話番号

4 特定通知の同意の有無 有 無

5 備考

注 1 輸入者コードとは、JASTPROコード、税関発給コード、法人番号を指す。

注 2 記名押印に代えて、署名することができる。

注 3 暗証記号については、計12桁として記載し、数字の0(ゼロ)は「0」、ローマ字のO(オー)は「O」の様に記載すること。

例 IA00BBBB CCCC (計12桁)

ユーザー名

パスワード

注 4 特定通知の同意の有無については、有又は無のどちらかを○で囲むこと。

衛生管理説明書

当該貨物の過去の輸入実績及び輸送保管方法は、以下のとおりです。
 なお、過去半年間に衛生上の問題の発生はありません。

年 月 日

輸入者
 住所
 氏名

印

検疫所長殿

品 名	
積込数量及び重量	
届出受付番号※	
到着年月日	
船名及び便名	
倉庫の名称及び所在地	
輸送保管方法	
過去半年間の輸入実績	

※電子情報処理組織を使用した届出の場合にのみ記入する。

計画輸入制度とは

通常の届出



神戸

2015年2月輸入



福岡

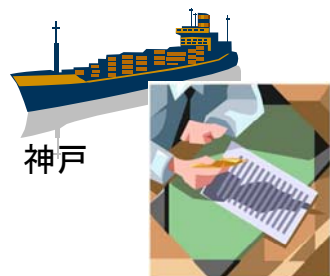
2015年6月輸入



大阪

2015年10月輸入

計画輸入を利用した場合



神戸



福岡



大阪

一定期間(3年又は1年間)届出不要

計画輸入可能品目(別表12抜粋)

	品 目	有効期間	条 件
一	食品製造用の機械 アルミニウム製の器具又は容器包装 ステンレス製の器具又は容器包装 無色のガラス製の器具又は容器包装	3	届出書に輸入計画を添付
二	缶詰食品又は瓶詰食品(食肉製品、果実酒を除く。) 蒸留酒 大豆 アルミニウム製、ステンレス製、無色のガラス製又は合成樹脂製以外の器具又は容器包装 など	1	届出書に輸入計画を添付
三	海藻 加熱後摂取冷凍食品 原料用果汁 植物性油脂 野菜の水煮 合成樹脂製の器具又は容器包装 など	1	過去3年に年4回以上の輸入実績が必要 届出書に輸入実績と輸入計画を添付

用語の定義

➤食品製造用の機械

動力により作動し、専ら食品の製造に用いる器具及びその部品で食品に接触するものをいう。

➤蒸留酒

ウイスキー、ブランデー、焼酎、ジン等蒸留工程を経て製造されたものをいう。

➤一時的に貯蔵した果実及び果皮

関税定率法別表08.11及び08.13に掲げるものをいう。

➤海藻

未加工のもの又は乾燥のみを行ったものをいう。

➤植物性クリームパウダー

植物性油脂を主要原料とする粉末状の食品をいう。

➤糖類

砂糖、ぶどう糖、果糖、乳糖、麦芽糖等をいう。

昭和61年3月31日衛検第91号

同一の製品又はこれに準ずるもの

食品等	判定条件
大麦、こうりゃん、小麦、米、大豆	同一国で生産されたものであること。
焙いたったコーヒー豆又はそれを挽ひいたもの、海藻、穀物・豆類・いも類の粉、冷凍果実、冷凍野菜	加工所、原材料、加工方法が同一であること。
その他の食品等	製造所、原材料、製造方法が同一であること。

昭和61年3月31日衛検第91号 別表

- ・中の食品が同一であって容器包装の容量等が異なる食品
- ・同一国の小麦、大豆等であって品種が異なるもの
- ・製造所、原材料及び製造方法が同一であるが形状の異なるコップ、皿等は、「同一食品等」として取扱う。

昭和61年3月31日衛検第92号

計画輸入制度実務

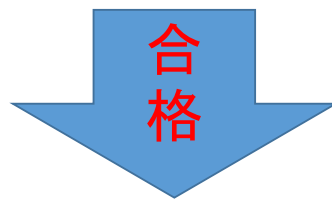
■届出書は書面にて提出

食品等輸入届出書 2部

輸入計画書 変更届出不要 1部

輸入実績書(別表12の三の品目) 1部

■審査後現場検査(モニタリング検査含む)実施



食品等輸入届出書(済証)交付

届出日より1年又は3年間検疫所への届出提出不要

年度毎の輸入実績報告が必要です！

計画輸入制度を利用した輸入実績は、
年度始め(4月)に最初に届出した検疫所に報告



事故が発生したら

計画輸入中に事故が発生した場合、通関をする
場所管轄する検疫所に事故発生届出を行う

事故発生届出

事故発生届

食品衛生法施行規則第32条第6項の規定により、事故の概要を届け出ます。

年 月 日

住所

氏名

印

厚生労働大臣 殿

品 名	
積込数量及び重量	
積卸港	
到着年月日	年 月 日
船名又は便名	
倉庫の名称及び所在地	
事故の概要	
輸入届出提出検疫所	
輸入届出年月日	
受付番号	

- 品名
- 積込数量及び重量
- 積卸港
- 到着年月日
- 船名又は便名
- 倉庫の名称及び所在地
- 事故の概要
- 輸入届出提出検疫所
- 輸入届出年月日
- 受付番号

届出時の
情報を記載

通常の届出

事故が発生したら



神戸

2016年2月輸入



福岡

2016年6月輸入



大阪

2016年10月輸入

計画輸入を利用した場合



神戸



福岡



大阪

大阪検疫所に事故発生届

計画輸入制度を利用できる食品等

別表第十二（第32.条関係）

一	食品製造用の機械 アルミニウム製の器具又は容器包装 ステンレス製の器具又は容器包装 無色のガラス製の器具又は容器包装	輸入届出書を提出した日から三年間
二	アルファー化米 エチルアルコール 大麦 缶詰食品又は瓶詰食品（食肉製品及び果実酒を除く。） 原酒（果実酒の原酒を除く。） こうりやん ごま 小麦 米 サフラワーの種子 蒸留酒 食品（食肉製品を除く。）を気密性のある容器包装に入れ、密封した後、加圧加熱殺菌したもの（缶詰食品及び瓶詰食品を除く。） 植物性たん白 そば 大豆 でん粉（タピオカでん粉を除く。） 動物性油脂（魚及び海せいほ乳動物の油脂を除く。） 菜種 ひまわりの種子 もろこし ライ麦 アルミニウム製、ステンレス製、無色のガラス製又は合成樹脂製以外の器具又は容器包装	輸入届出書を提出した日から一年間

*上記品目は、届出書に輸入計画書の添付が必要です。

三	次の食品、添加物、器具又は容器包装であつて、第三十二条第四項に規定する輸入計画を記載した輸入届出書の提出前から継続的に輸入され、かつ、当該提出の日前三年間に同一食品等が同項各号に該当したことがないもの。	輸入届出書を提出した日から一年間
	あん類	
	一時的に貯蔵した果実及び果皮	
	いつたコーヒー豆又はそれをひいたもの	
	いなごの水煮	
	魚の卵(乾燥したものに限る。)	
	魚のつくだ煮	
	魚又は海せいほ乳動物の油脂	
	オートミール	
	海藻	
	カカオ豆(いつたものを除く。)	
	果実酒の原酒	
	加熱後摂取冷凍食品(製造し、又は加工した食品を凍結させたものであつて、飲食に供する際に加熱を要するとされているものをいう。)	
	ギムネマ茶	
	原料用果汁	
	穀物、豆類又はいも類の粉	
	ココア製品(粉末清涼飲料を除く。)	
	コーヒーのエキス	
	コーヒー豆(いつたものを除く。)	
	コーンフレーク	
	コンニャク	
	食塩	
	植物性クリーミングパウダー	
	植物性油脂	
	ショートニング	
	清酒	
	茶	
	チヨコレート	
	糖類	
	杜仲茶	
	煮豆	
	ハチの子の水煮	
	ハチの巣入りハチミツ	
	パン類	
	パン類ミツクス	
	ビール	
	マーガリン	
	マテ茶	
	みりん	
	めん類	
	野菜の水煮	
	野菜のピューレ又はペースト	
	冷凍果実(製造し、又は加工した果実を凍結させたものを除く。)	
	冷凍野菜(製造し、又は加工した野菜を凍結させたものを除く。)	
	別表第一に掲げる添加物以外の添加物(法第十一条第一項の規定により基準又は規格が定められているものを除く。)	
	合成樹脂製の器具又は容器包装	

*上記品目は、届出書に輸入計画書と過去3年間(毎年4回以上)の輸入実績の添付が必要です。

輸入計画

	到着年月	積卸港	積込重量(Kg)	輸入者名
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

輸入実績は、輸入届出書提出日前3年間に原則として毎年4件以上記載してください。
輸入実績は、同一食品等に係るものであれば、他人が行った輸入であっても差し支えありません。

計画輸入実績年度報告票

輸入者氏名(法人の場合はその名称)

- 1 報告期間 年度
 2 計画輸入有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
 3 届出書受付番号
 4 品 名

NO.	到着年月日	保管場所 コード	積込数量	積込数量 単位	積込重量(Kg)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

*年については、西暦で記載してください。

事 故 発 生 届

食品衛生法施行規則第32条第6項の規定により、事故の概要を届け出ます。

年 月 日

住所

氏名

印

厚生労働大臣 殿


品 名	
積込数量及び重量	
積 卸 港	
到 着 年 月 日	年 月 日
船 名 又 は 便 名	
倉 庫 の 名 称 及 び 所 在 地	
事 故 の 概 要	
輸 入 届 出 提 出 検 疫 所	
輸 入 届 出 年 月 日	
受 付 番 号	

品目登録制度の利用方法

品目登録制度のメリット

- 原材料（材質）、食品添加物、製造方法の届出が簡略化でき、記入漏れや記入ミスが無くなります。
- 試験成績書の提出が不要になります。

品目登録前																										
1	貨物の別	①・添加物・器具・容器包装・おもちゃ			継続	Y・N	衛生証明書番号	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X					
品目コード		B	1	5	0	0	0	1	貨物が加工食品であるときは原材料・コード		ACK,AEG,GSA,EGL,EWH,GSG,GSO,GPA															
品名		加熱食肉製品フライドチキン										貨物が器具、容器包装又はおもちゃであるときはその材質・コード		鶏肉、鶏卵、食塩、にんにく、小麦粉、砂糖、大豆油、パーム油、												
積込数量		2,000										C	T													
積込重量		18,500.00										kg														
用途・コード		1	小売用										貨物が添加物を含む食品の場合当該添加物の品名・コード		260810 440701 422001 270801											
包装種類・コード		K	P	E	ポリエチレン										貨物が添加物製剤の場合その成分・コード		L-グルタミン酸ナトリウム キサンタンガム トウガラシ色素 グリセリン脂肪酸エステル									
登録番号1																										
登録番号2																										
登録番号3																										
貨物が加工食品であるときは製造又は加工方法・コード		Z	9	9	整形→調味→衣付け→フライ(中心温度72℃、2分)→冷却→選別→凍結→包装																					



品目登録後																										
1	貨物の別	①・添加物・器具・容器包装・おもちゃ			継続	Y・N	衛生証明書番号	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X					
品目コード		B	1	5	0	0	0	1	貨物が加工食品であるときは原材料・コード		YYY															
品名		加熱食肉製品フライドチキン										貨物が器具、容器包装又はおもちゃであるときはその材質・コード														
積込数量		2,000										C	T													
積込重量		18,500.00										kg														
用途・コード		1	小売用										貨物が添加物を含む食品の場合当該添加物の品名・コード		YYYYYY											
包装種類・コード		K	P	E	ポリエチレン										貨物が添加物製剤の場合その成分・コード											
登録番号1																										
登録番号2		O	O	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	B												
登録番号3																										
貨物が加工食品であるときは製造又は加工方法・コード		Y	Y	Y																						

品目登録の方法

手順1：品目登録要請書類作成

- ①「品目登録要請書」に必要事項を記入します。*** 正副3部作成してください。**
記入欄に記入できない場合は、「別紙」と記入し、関係書類を添付して下さい。
- ② 試験成績書を、「品目登録要請書」に添付します。

手順2：品目登録要請書類提出

検疫所窓口に品目登録要請書類を提出します。

提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、切手を貼った返信用封筒を同封下さい）

提出書類：「品目登録要請書」3部

*** 検疫所で審査、内容登録を行います。**

登録完了後、検疫所より10桁の登録番号と登録済印を押印した「品目登録要請書」が1部交付されます。

手順3：輸入貨物届出

登録番号を記入した「食品等輸入届出書」を提出します。

*** 届出書の登録番号2に、10桁の品目登録番号を記入します。**

食品の場合は、原材料コード「YYY」、添加物コード「YYYYYY」、製造コード「YYY」を、器具、容器包装、おもちゃの場合は、材質コード「XXX」を記入します。

品目登録内容の変更方法

品目登録した内容については、試験成績書の追加及び変更のみ可能です。

手順1：品目登録要請書類作成

- ①「品目登録変更要請書」に必要事項を記入します。*** 正副3部作成してください。**
- ② 試験成績書を、「品目登録変更要請書」に添付します。
その他は、新規の登録要請と同じ手順です。

年 月 日

品 目 登 録 要 請 書

検 疫 所 長 殿

要請者（輸入者）住所
氏名
(電話番号)

印

1	登 録 番 号	
2	輸 入 者 コ ー ド	
3	輸 出 国 名 ・ コ ー ド	
4	製 造 者 名、住 所 ・ コ ー ド	
5	製 造 所 名、住 所 ・ コ ー ド	
6	品 名 ・ コ ー ド	
7	貨物が加工食品であるときは原材料 貨物が器具、容器包装又はおもちゃであるときはその材質	
8	貨物が加工食品であるときは製造又は加工方法	
9	貨物が添加物を含む食品の場合、当該添加物の品名 貨物が添加物製剤の場合、その成分（いずれの場合も着香の目的で使用されるものを除く）	
備 考		登録済印

- 注 1 記入方法については、食品等輸入届出書の記入方法によること。
 2 登録番号：検疫所コード／年月／通し番号／品目コード（大分類）
 （例：119602001A）
 3 登録番号は、検疫所において記載すること。
 4 輸入者コードとは、JASTPROコード、税関発給コード、法人番号を指す。
 5 器具、容器包装並びにおもちゃについては、その製造者、材質、着色料、製造方法等が当初の品目登録の製品と変更がない限り、有効期間は限定されない。また、食品のうち、ワイン等同一原材料により同一時に、同一製造所で製造されたものも同様に扱う。それ以外については1年間。ただし、登録日の翌日から起算して引き続き5年を超えて、輸入届出への使用が認められない場合には「品目登録削除要請書」の提出がなくとも登録情報を削除する。

品 目 登 録 変 更 要 請 書

検 疫 所 長 殿

要請者（輸入者）住所
氏名
(電話番号)

印

登 録 番 号		
(変更内容及びその理由)		
備 考	登録済印	

- 注 1 記入方法については、食品等輸入届出書の記入方法によること。
2 登録番号は、既に登録されている有効な番号を記載すること。
3 登録がなされた品目登録要請書の写を添付すること。
4 品目登録要請書の1から9に掲げる事項の変更はできない（4と5のバスケットコード（9999）を除く。）。

年 月 日

検 疫 所 長 殿

輸入者住 所
" 氏 名 印
" 電話番号

確 認 願

下記の貨物は 個人使用
展示用
試験研究用 であり、食品衛生法第27条に基づく届出の
装飾用
その他〔備考欄に記載〕

必要のない貨物であるので確認願います。

記

- ・品 名
- ・積込数量及び重量
- ・船舶の名称又は航空機の便名
- ・到着年月日
(展示用又は試験研究用の場合に記入してください。)
- ・展示場所又は試験所名、試験内容
- ・残余貨物処理方法
- ・備 考

検疫所確認欄

サンプルで検査を実施する手順

輸入者

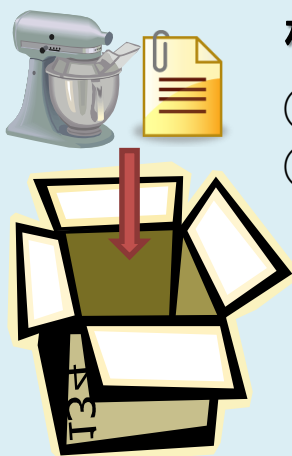


事前調査

- ① 輸入予定貨物について調査
・原材料(材質)、製造方法等
- ② 検査項目の決定 * 検疫所相談室をご利用ください
- ③ 検査用サンプル数の確認 * 登録検査機関に確認ください



製造者



検査用サンプル及び関係書類の送付

- ① インボイス、B/Lの添付
- ② サンプル情報書類の同封
・製品名、品番、JANコード、製造者名、カタログ、写真等
・サンプルが製品の一部(部品等)である場合は、製品との関連を示す情報(展開図、図面)
・原材料、材質、製造方法

直接送付



登録検査機関



検査の実施

試験成績書の発行



輸入者



検疫所に食品等輸入届出書提出

試験成績書添付

添加物の使用に係る説明書

当該食品の過去の輸入実績は、以下のとおりです。
 なお、以下食品と原材料及び製造工程等に一切変更はありません。

年 月 日

輸入者
 住所
 氏名

印

○ ○ 検疫所長殿

品名	
積込数量及び重量	
届出受付番号※1	
到着年月日	
船名及び便名	
検査実績のある 輸入届出番号	
確認方法※2	<input type="checkbox"/> 原材料が一切変更されていないことが確認できる書類 <input type="checkbox"/> 製法が一切変更されていないことが確認できる書類 <input type="checkbox"/> 添加物の種類、使用方法及び使用量等が一切変更されていないことが確認できる記録等の書類 <input type="checkbox"/> 輸出国の検査機関等による検査の結果 <input type="checkbox"/> その他

※1 電子情報処理組織を使用した届出の場合にのみ記入する。

※2 確認を行った結果については、検疫所からの要請に応じて速やかに提出すること。

神戸検疫所 輸入食品関係機関連絡リスト

関係法令	関係機関	電話番号
関税法	輸出入通関手続、郵便物・海外旅行などの税関手続全般についての問合せ 神戸税関 業務部 税関相談官室	078-333-3100
塩事業法	輸入貨物等の税番・税率についての問合せ 神戸税関 業務部 関税鑑査官	078-333-3118
	輸入貨物等の原産地認定についての問合せ 神戸税関 原産地調査官	078-333-3097
植物防疫法	神戸植物防疫所業務部(輸入検疫コンテナ貨物担当)	078-331-4201
	神戸植物防疫所業務部(輸入検疫本船貨物担当)	078-331-2386
	神戸植物防疫所業務部(輸出検疫担当)	078-331-2384
家畜伝染病予防法	動物検疫所神戸支所	078-222-8990
検疫法	神戸検疫所検疫衛生課	078-672-9653
輸入貿易管理令	近畿経済産業局 通商部 通商課	06-6966-6034
輸入貿易管理令 (けしの実、大麻の実)	近畿厚生局麻薬取締部	06-6949-6336
ワシントン条約	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 野生動植物貿易審査室	03-3501-1723
薬事法(到着貨物)	近畿厚生局 医事課 薬監証明事務室	06-6942-4096
薬事法(輸入前相談)	大阪府 健康福祉部 薬務課	06-6941-0351
	兵庫県健康福祉部健康局薬務課	078-362-3268
	岡山県保健福祉部 医薬安全課	086-224-2121
	徳島県保健福祉部 薬務課	0886-21-2234
	香川県 健康福祉部薬務感染症対策課	087-832-3299
食糧法	農林水産省 近畿農政局神戸地域センター	078-331-9946
酒税法	税務署	税務署一覧
加工原料乳生産者 補給金等暫定措置法	農畜産業振興機構 畜産需給部 (担当:乳製品課)	03-3583-8603
電気用品安全法	経済産業省商務情報政策局製品安全課 地方経済産業局産業部 消費経済課 製品安全室	連絡先一覧

表示

表示全般	消費者庁食品表示企画課	03-3507-8800(代表)
食品衛生法 健康増進法	管轄保健所(都道府県等)	保健所一覧
JAS法	独立行政法人農林水産消費安全技術センター 神戸センター	050-3481-6026

NACCSシステム利用問い合わせ

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 西日本事業所	0120-794525
-----------------------------	-------------

2019.10現在 輸入食品相談指導室 作成